

## 第6章 日本戦時期体育行政における集権統治型ネットワークの原型

厚生省が設立（1938年1月。同時に体力局設置）された当時、満州事変や日華事変といった対外的侵略が拡大する中で、軍部（特に陸軍）がその政治的影響力をますます増大させつつあった。国務を輔弼する内閣に対して統帥権を補弼する軍部は、1936年復活の軍部大臣現役武官制に見られるように実質的に内閣の存続を左右し、厚生省の設立においても軍部の意向が強く反映された。

満州事変以後、終戦までのいわゆる15年戦争における日本ファシズム下の軍事的・官僚的統治構造は、軍部と官僚、財閥の抱合い体制と言える。国家機構内部における軍部・官僚一体の国民統合政策に、国民全体を対象とした「修練」や「錬成」といった精神的な総動員体制とが強力に結び付いたのである。

当時、体育政策を所管した厚生省体力局（1938年1月～1941年7月 以下体力局と略）は、「人的資源の確立」や「国民体位向上」に向けて強力なトップダウン型の国民体育政策を打ち出していった。国民は「望むと望まざるとにかかわらず、国民として体育をしなければならない」<sup>1</sup> 状況に置かれていた。一方で、体力局は自らの政策を立案・作成・執行するために、他の諸アクターとの調整に心を砕かなければならなかったことも事実である。国民体育振興の中心アクターであった体力局が有していたリソースは、その存立基盤も含めて決して強固もしくは安定的なものではなかった。

こうした体力局の脆弱性と軍部を中枢とする強烈な国家統治の浸透とが相俟って、日本特有の「修練」「錬成」を精神的基軸に置いた形での国民体育振興の執行メカニズムが確立されていった。換言すれば、1930年代後半からの約10年間弱における体育振興に関わる諸アクター間のネットワーク形成が、戦後のスポーツ振興構造の原型を形成した。

従来の体育行政史研究の領域では体力局の「国民体育行政」をテーマにした研究はなされておらず、通史や概説史の中で明治神宮大会（第10回、第11回）<sup>2</sup>、体力章検定、国民体力法、大日本国民体操等についてその内容が紹介されるに止まっている。したがって、本章ではこの時期に焦点を当てて、体力局の設立過程や予算の変遷、明治神宮体育大会等の運営、体力章検定の実施など個々の諸政策に踏み込んで、それらの展開を整理・把握する。そして、女子体力章検定の実施や大日本体育会の組織構造についても、その政策過程の実際を浮き彫りにすることで、戦後に継続されたスポーツ振興戦略の政策的、組織的な原型を捉えることとする。

### 第1節 厚生省体力局による「国民体育」振興をめぐる政策過程

#### 1. 厚生省体力局の設置と体力局予算の変遷

徴兵検査における筋骨薄弱者や結核患者の増加を憂慮した陸軍は、1936年に「衛生省案」を提案した。この中で、文部省大臣官房体育課及び体育研究所の体力局への移管合併が盛り込まれたが、文部省の抵抗は大きかった。1937年の「保健社会省（仮称）設置要綱」で

は事務移管について「学校教育と密接不可分のものを除く」という但し書きが付くことで、これが「体育行政二元化」の原型となったと言える。1938年1月11日に厚生省が設立され<sup>3</sup>、同時に筆頭局として設置された体力局の所管事項が提示された<sup>4</sup>。

図表6-1は、1938年度から1941年度までの体力局予算の変遷である。1938年度の体力局予算において「オリンピック大会助成費」とあるのは、1940年に予定されていた東京大会を指すが、この年の7月15日の閣議で返上が決定した。厚生省発足と同時にオリンピック関係の事務は文部省から厚生省に移管しており、大会の返上は以後の体力局による行政施策の転換を意味した。また、体力局の発足以前から国民体力法への布石が打たれていたことに注意しておきたい。しかし、予算面に限って言えば、1938年度の体力局はまさに「折角開店したものの徒手空拳の姿」<sup>5</sup>であった。

1939年度の体力局予算が次年度以降の予算項目の基本型<sup>6</sup>となる。「体育研究及び奨励費」が増加しているが、増加分の内訳は新たに大日本体育協会、道府県体育協会等の事業に対する助成経費（38,000円）と地方体育指導者の中央・地方講習会費（37,000円）<sup>7</sup>である。この「体育研究及び奨励費」は1940年度から1941年度にかけて倍増している。国民体力管理制度費については1939年度には準備調査に入り、1940年度以降の実施により多額の事業費を要している。

1939年度以降の体力局新規予算について、「体力振興団体補助」とあるのは国民体力振興会と日本厚生協会への助成を指す。「体力向上施設助成費」は体育運動場建設費及び既設体育運動施設改良費に対する補助である。また、「健康増進運動施設費」とあるのは健康週間中の身体運動や心身鍛錬運動実施の経費である。

## 2. 挙国的な体育統合と体力管理

### (1) 明治神宮体育大会

明治神宮大会をめぐる体力局の所管は、1939年の第10回大会（正式名称は第10回明治神宮国民体育大会）と1940年の第11回大会（同じく紀元2,600年奉祝第11回明治神宮国民体育大会）である。第12回大会開催以前に体力局は人口局に移行合併されたが、当大会をめぐるのは出場者の参加資格問題が生じた。

過去の神宮大会と比べた第10回大会の特徴として、神事奉仕の一層の強調、朝鮮・台湾・関東州といったわが国侵略地からの参加を一層強調したこと、式典重視、武道種目重視、国防競技や地方大会（一市町村一家族主義、全国一斉体操含む）の実施、府県対抗競技の増加、陸海軍将兵の競技参加、産業従事者が参加する種目の設置、などが挙げられる。大会予算も従来の6万円前後から25万円と大幅に増額された（中央大会経費117,530円、地方大会補助費113,670円、道府県代表中央大会参加選手に対する予選会補助費18,800円）。

体力局では「局員全部を動員してこの一大事業に当ること」<sup>8</sup>になった。そして、この第10回大会をめぐる体力局の施策が第11回大会の基本型となったと言える。従って、以下に第10回大会における体力局の施策に関連する問題を4点指摘したい。

第1に、大会の主管移管については明治神宮体育会からの希望条件（大会の毎年開催や聖恩旗引継式）をほぼ受け入れる形で進められた。同時に体育会委員の厚生省体育官への

着任<sup>9</sup>も見られた。

第2に、体育運動審議会及び大会委員会の存在である。体育運動審議会の構成を見ても大会においていかに「挙国的体育祭典」が強調されたかが分かる。審議会特別委員と大会委員との関連については、審議会特別委員がそのまま横すべりしており、彼らが第11回大会をめぐる実質的な政策決定権を持ち、体力局長がその中心的な施策を立案する立場にあった<sup>10</sup>。1939年の6月末の第2回委員会において第10回大会をめぐる施策が整ったと言える。

第3に、中央大会への参加者選出に関する問題である。すなわち、6月末の段階で体力局は「道府県を単位として地方長官に於て道府県の代表者を選出し之を中央に派遣する」<sup>11</sup>という方針を固めていた。予算面でも上記予選会補助費(各府県400円の補助)を与え、府県自体の支出額も加えて1府県約800円で予選会を実施させ、入場料・プログラム料は許可しないという方針であった。しかし、大日本体育協会(以下体協と略)関係の競技予選を各競技団体が行うこととなったため、体協は体力局からの補助金を要求した。ところが、今度は体力局がこれを認めず、結局、競技団体の行う予選会で入場料、プログラム料を徴収することで両者の折衝が成立したのである<sup>12</sup>。これは、大会の政府主催に対する体協の反発と捉えることもできよう。

第4に、大会をめぐる体力局の施策に対する批判である。例えば、東京朝日新聞は大会期間中において、賛美一色の記事を羅列していたものの、大会前後はいくつかの批判を掲載している<sup>13</sup>。なかでも「厚生省体力局は準備時代から全競技を独力で運営するかの如き気配を見せ過ぎていた。僅かの人員しかない体力局のみの力で又幾何の知識はあっても所詮は役人でありその道の素人にしか過ぎない陣容で全部をやりとおせる訳が無い」<sup>14</sup>という批判には体力局主催及び局員の体育指導未経験に対する反発が表れている。

また、種目別体育運動団体等<sup>15</sup>との連携の不十分に対する批判もあった。この点、体力局長は「文部省、陸・海軍、内務省その他民間諸団体の理解ある協力を得て、内地・外地から軍人、社会人、学生、産業従業員等あらゆる階層の人々を網羅することができた」<sup>16</sup>と述べ、今後の施設対策は表明したものの、他省や各体育運動団体との連携については満足の意を表している。

1940年の第11回大会に向けて、当初、体力局は100万円の予算を計上していたが、前年12月に大蔵省との折衝で30万円に減額された。したがって、満州に対する参加強要、奉祝継走、同府県対抗駅伝、体育功労者表彰、競技種目の改変、大会参加賞の作成等があったものの、基本的には第10回における施策を踏襲したものであった。むしろ、こうした大会種目と絡んだ形で、前回よりもいっそう皇室崇拜及び戦時色の度合いが強調された点に特質がある。

1941年の第12回大会をめぐる体力局の施策の特徴として、参加者の出場資格を体力省検定合格者に限定(青年団選手については第10回大会から採用)したことが挙げられる。これに対して、全国的種目別体育運動団体の関係者(理事や会長等)の間で賛否両論、中間案が飛び交い<sup>17</sup>、結果として体力局は級外甲(準級甲を設定)も含めた検定合格者を参加者の出場資格とした。この背景には前年の検定受検者数が予想外に少なかったため、体力局が検定受検の法制化・義務化を意図したことが指摘できる。

## (2) 国民体力管理準備調査および「国民体力向上修練会」

国民体力管理制度は体力局発足以前から進められていたものが、体力局発足後、さらに2年間準備調査を行い計30回余りにわたる調査会、審議会、委員会を重ねた結果、国民体力法(1940年4月8日公布。以下体力法と略)として具現化されたものである。1940年度は満17歳から19歳の男子に、1941年度は満15歳から19歳の男子(当該年度の11月30日時点)を対象として実施された。

青年男子の「体力」を把握し、その結果にもとづいた処置を行うのが軍部の目的であった。「体力」法という「国民体育」とも関わる曖昧な名称が付くものの、内容は身体計測(身長、体重、胸囲、視力、聴力)、運動機能測定・精神機能検査、疾病異常検診(結核、花柳病)といったようにほとんどが医療と密接に関連する領域にあたる。しかも運動機能測定は運搬(一定の重量を男子は担いで、女子は抱いて30秒間、1周20メートルの走路を速行した回数)のみである。また、体力局所管とはいってもその予算額は他と比較して膨大であり、実施の規模・内容共に神宮大会とは違った特質を持つ挙国的な試みであったと言える。したがって、この体力法をめぐる問題については限定的に捉えることとし、検査において複数の身体運動が採用された準備調査と検査後の「国民体力向上修練会」の2つに焦点を絞って論を進めたい。

1938年7月4日に体力局では2府6県(東京、大阪、埼玉、秋田、静岡、石川、愛媛、福岡)の衛生課長、体育運動主事、学校衛生技師を集め準備検査施行について打ち合わせを行った<sup>18</sup>。その後、東京府と大阪府では人口約3万人の集団地区を、他の6県では3カ町村ずつの、合計20,747人の男女を対象とした検査が行われた。運動機能測定は疾走(男子100メートル、女子60メートル)、三回跳(両足を揃えて連続して跳んだ距離)、連続片足跳(1周20メートルの楕円形のラインを片足で跳び歩き周回数を記録)、握力、「全身体力」(男子は自分の体重と同量、女子は体重半分の物をつるべ式の器具で連続20回引き上げ脈拍を計る)の測定であった。しかし、例えば、疾走は11歳、連続片足跳は15歳に対してのみ施行され、項目が被検査者全部に適用されたわけではなかった。小規模な準備調査としてはこの年の7月28日から31日にかけて東京京橋区内において、通学していない14歳から19歳までの当時の「女中、小僧、タ化<sup>19</sup>ス嬢、給仕等」<sup>19</sup>に対して上記と同様な検査がなされた。

1941年度において体力局が決定した「国民体力向上修練会」<sup>20</sup>(以下「修練会」と略)は前年の体力検査を受けた17,18歳の者(被管理者)が対象となり、その中でも「年齢別身長別胸囲体重標準」に「達せざるものの中よりなるべく右標準に近き者を選択」<sup>21</sup>するというものであった。ただし、昼間通年制の学校(大学、高等学校、専門学校、実業専門学校、高等師範学校等)在學生は対象外となった。したがって、夜間学校の学生、事務所、商店、工場その他の青年就労者が対象となったわけである。

「修練会」は道府県が主催、人員は1カ所約50名、期間は最低1週間、学校・道場・神社等を使用することとし、日課には国旗掲揚から始まり「体錬」や健康講座等が盛り込まれた。また、指導者、職員として医師・体育指導者(体育運動主事と軍人)・青年教育者(社会教育主事)・講師・栄養士・事務員を配置することとした。この「修練会」において参加費の徴収はせず、「体力増強指導費」<sup>22</sup>が国の補助金として分割交付<sup>23</sup>された。

図表6-2は、上記「修練会」の対象者選択をめぐる体力局の統制を示したものである。

政策レベルにおける体力局 地方長官 「体力検査施行者」（市町村長、事業場の長）検査対象者、という上位下達式の「体力管理」の徹底さが窺える。

### （３）武道振興委員会

既に 1938 年 2 月 16 日の時点で「武道振興懇談会」（武徳会副会長、貴族院・衆議院議員、講道館館主、青年男理事長等）が国家による積極的な武道振興の必要性を強調していたが<sup>24</sup>、厚生大臣の諮問機関として武道振興委員会が官制により設置されたのは、1939 年の 12 月 23 日であった。委員会発足時における陸軍・海軍・内務各省関係課長の加入および委員会構成<sup>25</sup>はまさに挙国的であった。軍部・官僚は武道の伝統や歴史性ばかりでなく、その「忠勇気義烈な気魂と節義廉恥の志操」<sup>26</sup>といった精神態度を「皇国」護持と国民精神動員強化に向けて利用したと言える。

武道振興委員会は 1940 年 7 月末までに計 5 回にわたる委員会と 2 回の特別委員会を開催した。答申では、武道に関する「総合統制団体」<sup>27</sup>の組織化と政府に新部局を設置すること等が述べられており、後者については 1941 年 5 月に体力局武道課（書記官・事務官・技師各 1 名）の新設が決定<sup>28</sup>されたが、人口局新設の動きの中で実現されなかった。

## 3. 行政主導型の「国民体育」行政

### （１）体力章検定

徴兵適齢年齢の男子を対象とした体力章検定の目的は、「直接に国防力の充実、労働力の拡充などに関係の多い種目を選んでその標準を制定し、国民をして常にそれに向かって修練せしめ」<sup>29</sup>という言葉に集約されている。

原案では数え年 15-25 歳の男女を対象としていたが、その後男子に限定され、1939 年 3 月末の段階で最終的に検定内容等が決定された。しかし、体力局は神宮大会の開催準備に追われ検定の実施を 12 月に延長したものの、結果的に検定受検者数は 270 万人と体力局の予想を下回った。以後、体力局はこの検定の普及徹底を企図し、1941 年 3 月には先述したように神宮大会出場者資格を検定合格者に限定することを発表した。

体力章検定における体力局の行政施策の特質として、以下に検定実施方法と検定結果の処置の 2 点を挙げたい。

第 1 は、「体力向上修練会」とは異なり、文部省大臣官房体育課（以下体育課と略）の協力を得て検定を実施したことである。「体力章検定実施要綱」<sup>30</sup>および「体力章検定実施に関する件」<sup>31</sup>によれば、厚生省・文部省を頂点とした 2 つの命令系統の存在が指摘できる。厚生省（体力局）の系統は市町村・中等学校・工場会社等について道府県（地方長官）が「実施者」となり、各々の市町村長・中等学校長・工場等代表者が「主催者」となるというものである。「実施者」は市町村毎に体育委員、学校職員、青年団、在郷軍人会幹部の中から若干名を検定の事務取扱者として命じるか委嘱し、彼らを監督する。こうした上で「実施者」は「体力章下付申請書」を厚生大臣に提出するのである。

一方、文部省（体育課）の系統は大学・高等・専門学校について、各学校長が「実施者」兼「主催者」となる。この「実施者」兼「主催者」は当該職員等の中から若干名を事務取扱者として命じるか委嘱し、彼らを監督する。こうした上で「実施者」が「体力章下付申

請書」および「体力章検定実施報告書」を文部大臣に提出するのである。補助金については文部両系統の「実施者」とも、実施計画と収支予算からなる補助金申請を厚生大臣に提出する。なお、検定合格者の履歴書には「体歴」の項を設けるよう指導することとされた。要するに「実施者」を2系統に分け、巧みに文部・厚生両省の所管を分離させたところに体力省検定の施策をめぐる特質がある。

第2は、「体力省検定結果発表に関する件」<sup>32</sup>における秘密主義である。検定結果が国外に漏れることを恐れた陸軍省の意向により体力局は陸軍、内務各省との協議を行った結果、原則として検定成績に関する書類は全て秘密扱いとしたのである。この意味で当初、体力章検定を発案した厚生省体育官が意図した「学校別、府県別、地域別に国民体力の分布図」<sup>33</sup>は、少なくとも国民レベルからはほど遠いものとなった。

## (2) その他の「国民体育」行政

神宮大会、国民体力法、武道、体力章検定を除く体力局の施策の特徴を整理すれば、以下の4点になる。

第1は、「国民体育」をめぐる施設に関する施策である。体力局は諸外国（ドイツやアメリカ）における多目的機能を備えた総合運動施設の調査を行い、建設計画を立てるものの、制約された予算の中で、設備費をほとんど要しない空地利用あるいは既存施設改良へと施策の重点を移行せざるを得なかった。その結果、学校施設に加えて産業施設の開放も検討された。

第2は、体育委員<sup>34</sup>の設置である。市町村レベルへの「国民体育」の浸透を企図した体力局は、12,000の市町村全部における体育委員設置計画を立て、間接的な国庫補助支給の方策を立てた。そして、この体育委員を監督指揮する道府県レベルの「国民体育」指導者の「修練」が強調されるようになった。

第3は、大日本国民体操の制定である。これを神宮大会のみならず学校や職場で集団的に一斉に実施させることにより、「国民体育」の統合的・団結的側面の誇示が意図された。

第4は、国民心身鍛錬運動実施週間等、「国民体育」の発揚をねらった施策である。国を挙げて「国民体育」に「まい進」しているという姿勢を国民の感情に反復的に訴えかけることで、「高度国防国家」における精神総動員に対する体育的側面からの支援がなされたと言える。

## 4. 厚生省体力局による「国民体育」統制の特質

「国民体育」をめぐる施策を周知させ、上級官庁の直接的な指揮監督の下でそれを実施させるために、体育運動主事会議、学務部長会議、地方長官会議といった道府県レベルへの徹底した統制がなされた。特に体育運動主事会議は、体力局から発せられる個別的政策の包括的な受け皿としての機能を果たした。いみじくも体力局企画課長が、「戦時下体育運動に関する厚生省のイデオロギーに就いては既に今夏の地方長官会議において正式に表示しており、体育運動主事会議にも明らかにしておいたが、一般の注意を喚起する手段は未だ十分でなかった憾みが少なくない」<sup>35</sup>と述べているように、体育運動主事会議は体力局による道府県レベルへの施策浸透を図る重要な場であった。

これと並んで、「国民体育」をめぐる個別的施策の道府県（地方長官）への浸透を企図し、同時に市町村レベルへの間接的な指揮監督を保持するために多用されたものが、体力局長（厚生次官の場合もあり）から地方長官宛の「通牒」であった。厚生省発足の経緯から分かるように体力局の要職はいわゆる「内務官僚」で固められており、これを利用した形で、体力局は上級官庁としての人事権・指揮監督権限を維持しつつ、「通牒行政」とも言えるほど、地方長官に対して個別的施策の周知・実施の徹底を図ったのである。

神宮大会における地方大会や中央大会への選手選出方法、国民体力向上修練会、体力章検定、施設改良補助、体育委員の設置等がこれに相当する。その結果、体育運動主事がこうした上からの「国民体育」施策を抱え込む形となり、市町村レベルへの施策の浸透をめぐり過重負担に陥ったことは確かである<sup>36</sup>。

それでは、市町村さらには町会・常会レベルへの「国民体育」施策の直接的な浸透を体力局はどのように考えていたのか。厚生省体育官が東京朝日新聞紙上に連載した「町会体育振興」<sup>37</sup>によれば、文部省所管の学校体育に比較して「国民体育」はその振興のための組織体系が不十分であり、それゆえに「最下部構造」としての「町会体育」が「国民皆体育、皆鍛錬」のために不可欠であるという。具体的には「町会体操」、「町会体育の分化」（少年班、青年班、婦人班、老年班）、「町会小公園」（空地进行町会が借用し、勤労作業により整備）、「町会体育費」（5 銭か 10 銭）の徴収等である。また、町会・隣組・常会に「体育委員」・「体育訓練係」・「体育訓練主任」を設け、いずれは町会の「体育委員」が道府県設置の市町村体育委員となる、としている。

1940 年以降顕著となった「体育行政一元化論」（新省の設置や権限の厚生省もしくは文部省への移管等）の背景についても指摘しておきたい。もともと内務省、文部省との明治神宮大会所管をめぐる争いという過去の経緯があり、1928 年には閣議で文部省への体育行政一元化が決定された。それが厚生省体力局の設置により再び問題化されたという側面と、「体育国策の遂行」を図る上での指揮命令系統の一本化が求められたという側面が挙げられる。

体力局設置に対する文部省の「巻き返し策」とも言うべきものに、「体錬局」（1941 年 1 月 8 日に「体育局」として実現）の設置運動がある<sup>38</sup>。これは、体力局設置以来の文部省の懸案事項で、1939 年には文部次官が「予算なしの体育部」（官房体育課を部に昇格させ、次官兼任の体育部長は無給扱い）設置の運動を行っていた。さらに、国民体力法の学生生徒の取扱いをめぐる所管について厚生省との論争が生じたが、両省協議会においては勅任の体力局長（厚生省）と委任の体育課長（文部省）が協議するため、この点を文部省は懸念し、両省の「勢力均衡化問題」に発展したのである。

また、1940 年の神宮大会（第 11 回）では体力局が予定した全日本野球選手権大会（学生・社会人野球の統合大会）が、文部省の反対で実施不可能となった。こうしたことが「内務・文部両省の対立ほど、露骨に外面に現れてはいないが、（略）その渾然一体の姿は見出し得ないのである。これが各種運動協議団体や地方体育課の中にまで持込まれての弊害は決して少しとしない」というように、厚生・文部両省以外の体育関係者の目には映ったと言えよう<sup>39</sup>。

体力局は「体力」と「体育」の境界<sup>40</sup>を曖昧にしたまま、前者による後者の包摂を一層強化しながら「国民体育」をめぐる施策を打ち出していった。この点、体力局に対して、

「<国民体位向上>という題目の前には、結核予防も乳幼児保健も、体操も武道も、厚生運動も体力章検定も、何もかもが混沌として渦を巻き、当局者はただもう無我夢中にその渦の中に身を巻き込まれて、体育やスポーツの本質を見極めるなどは到底思いもよらぬ有様になってしまった」<sup>41</sup>という指摘もある。

「国民体力の増強」もしくは「国民体位の向上」を「国力の根基」とみなし、「聖戦」及び「高度国防国家建設」のための「人的資源の確立」を叫ぶ軍部主導の政府にとって、「皇国民鍛錬の手段たる国民体育」はまさに格好の標的となった。体力局による上位下達の「国民体育」はこうした時流に沿う形で進められ、「体力国策」や「体育国策」として侵略戦争の遂行・拡大に向けた「心身鍛錬」や「修練」の国家的手段となったのである。たとえ、軍部の要請とは異なる体育の国民的普及を目指した体力局員の政策立案があったとしても、それが戦争への国民動員に対する一助となったことは否定できない。

## 第2節 厚生省人口局による「女子体力章検定」の実施をめぐる諸アクターの配列

1938年1月に厚生省設立と同時に設置された体力局は、明治神宮大会、国民体力管理制度（1940年以降実施の国民体力法）、体力章検定、体育施設整備、体育委員の設置等を所管し、軍部の意向に沿う形で「国民体育」施策を実施していった。

政治機構内の実権を掌握しつつあった軍部は侵略戦争を継続する中で、戦場における兵士や「銃後」国民の「体力」を重要視し、戦力＝体力という考えの下で体力局の施策内容にも影響を及ぼした。

日華事変といった対外侵略が泥沼化し、対米英宣戦が予想される切迫した状況の中で、1941年8月に人口局が設置され、体力局はこれに統合された。「内は兵力及労力の増強その他国力の根基を培養し、外は大東亜共栄圏の指導力を益々強固にし、似て我が民族の悠久なる発展を図る」<sup>42</sup>という人口局設置の目的にあるように、男子青少年の体力のみならず、長期戦を考慮した将来の兵士、すなわち、乳児さらにはその延長上にある母体の体力向上が軍部・政府の重要課題として明確にされたのである。

こうした「体育国策」が上意下達式に統合実施されるためには、文部・厚生両省の「体育行政二元化」問題に突き当たざるを得なかった。1942年4月8日に政府の外郭団体として設置された「大日本体育会」は両省のいわば、妥協の帰結とも言える。40万円の政府補助金を得た体育会は、支部組織の確立や体育会主催の「錬成会」等に意気込むが、これとは逆に侵略戦争の破綻が明らかになるにつれて、食料・衣料・原料など物資の不足は国民生活に重くのしかかってきた。

こうした状況の中で1943年、「健康なる母体たるべき女子青少年の体力向上を図り似て国力の根基を培養せんとする」<sup>43</sup>という目的の下で女子体力章検定が制定されたが、この年には学徒動員や勤労働員が計画され、女子青少年の軍需工場等への就労が強制されていった。既に長期戦の様相は消え、徴兵対象年齢の範囲拡大や空襲に備えた防空訓練等が極めて短期的な視点から検討・実施される中で、「国民体育」の領域において女子に要請されたのは以下の2点に集約される。すなわち、「銃後を守る」ための戦時生活に耐え得る体力の保持・向上、「生産増強」のために軍需工場等における就労に耐え得る体力の



保持・向上、である。当然、「体力・体育国策」の重点は「競技的技能錬磨」よりも「総合基本体力増強」に置かれ、この一環として女子体力章検定の制定を把握することができる。

以下、厚生省人口局（1943年11月以降は健民局）を中心として実施された女子体力章検定に焦点を当て、その制定過程及び実施をめぐる特質を、「実施要綱」の作成経過、予算措置、実施主体、文部省・大日本体育会との連関、検定対象者といった政治行政的側面から検討していきたい。

## 1. 「女子体力章検定実施要綱」の制定過程

### （1）「検定実施要綱」の制定

既に厚生省が設立された1938年の段階で、女子を対象とする体力章検定の立案はなされていた。立案者である厚生省体育官はこの年の12月に検定種目の一つについて、「女子にあっては、物をさげる力 - バケツに水や砂を入れて駆ける運動が加味されており、防空演習等にも密接な関係がある」<sup>44</sup>と述べている。しかし、準備調査を経た翌年2月、対象は男子のみに限定されたことが明らかになり、以後、女子体力章検定については1941年の8月まで表面化しない。この時期、女子体力章検定が立案段階に止まった主要因として考えられるのは、軍部の戦略的観点を基軸にした兵力としての男子青少年が重要視されたということである。国民体力管理制度についても当初は男女を対象とした立案がなされており、検定対象が何百万人にも及ぶといった規模の問題が、女子を外す要因となったとも考えられる。

人口局が設置されてすぐに女子体力章検定制定の動きが本格化する。これ以前に群馬、広島、熊本、長崎各県の約3万3,000人を対象として検定が試験的に実施されていた<sup>45</sup>。1941年9月に国民体力振興会による女子体力章制度協議会が開催され、特別委員会<sup>46</sup>に検定種目等が委嘱された。特別委員会には検定の立案者である厚生省体育官・事務官が参入し、彼らが中心となって軍部官僚や学校関係を所管する文部官僚との調整を図りながら、実質的な審議を進め、11月に原案の総会への提示・可決がなされた。検定の実施は1943年度からと決定し、人口局は1943年5月の「全国国民鍛錬主務課長事務打合せ」において検定の実施を説明した上で、9月に「女子体力章検定実施要綱」を各地方長官宛の通牒として明らかにした。

### （2）「検定実施要綱」の制定過程をめぐる特徴

検定の制定過程をめぐる第1の特徴は、1941年8月の人口局設置後直ちに検定内容案が提示されたことである。検定に関する企画立案は体力局体育課から人口局体錬課へと引き継がれた。対米英宣戦布告以前の段階で長期戦を予想し、侵略戦争の「銃後」に位置する女子の体力向上を要求し続けてきた軍部は、行政機構を戦時体制に順応させた後に戦略上の一助として女子体力章検定を捉え、検定要綱の制定を迫ったものと思われる。

第2の特徴は、検定要綱案が1941年11月26日の体力章制度協議会において原案可決され、「可及的速やかに之が実施方を政府に建議することにした」<sup>47</sup>にもかかわらず、検定の実施が1943年度と決定されたことである。その理由として「これを直ちに全国的に実施

する前に万全を期すべく、来年 1 年間に試験期間<sup>48</sup>としたとある。しかし、太平洋戦争直前におけるこの時期は、戦争の拡大に向けた政治的緊張感が極度に高まっており、軍部の要求を受け入れざるを得ない形で、検定の延期とも言える措置に踏み切ったものと思われる。また、当時、いわゆる「体育行政二元化」の問題について、一元化に向けた体育統合団体の設立をめぐる厚生・文部両省間での所管調整が大詰めに来ており、大日本体育協会や傘下の競技団体等の取扱い、文部省による「大日本学徒体育振興会」結成への動きなど、「国民体育」をめぐる問題が複雑化していたことが、女子体力章検定の実施にも影響を及ぼした。

第 3 の特徴は、女子体力章検定をめぐる種目標準等の変化である（図表 6-3）。1941 年 11 月の時点で検定種目の基本型は固まった（対象は 15 歳 - 21 歳）が、この「要綱案」と「要綱」（1943 年 9 月）との検定種目標準の差異に注目すれば、1,000m 速行の各級標準を 30 秒短縮、縄跳の中級・初級・級外の各級標準を 10 秒延長、短棒投の上・中・初級・級外の各標準を各々 4m・2m・1m・5m 延長、運搬の重量を 16kg に統一し、距離を 100m に延長、「強歩」から「行軍」に名称を変更し、20km 4 時間以内（小休止の時間除く）から 2km 5 時間以内（重量 4km を負重）への延長、となっている。水泳を除くいずれの種目についても各級の標準が高くなっている。合格率の見込みは「要綱案」の段階では「上級 1 割、中級 2 割、初級 4 割」<sup>49</sup>、「要綱」の段階では「上級 1 割、中級 2 割、初級 3 割」<sup>50</sup>となっておりほとんど差がない。「要綱」では特殊検定が随意となっているものの、全体として、「銃後」における女子に対する体力の国家的要求が出征兵士増加等に見られる戦況の変化に伴って高まったと指摘できる。

## 2. 女子体力章検定の実施をめぐる特質

### （1）検定をめぐる予算措置と統制

1939 年度から実施された男子体力章検定について、1942 年度には厚生省所管で 22 万 9,000 円の予算措置がなされており、その内訳は主として「検定費補助」（12 万 5,000 円）および「表彰費」（9 万 8,000 円）と考えられる<sup>51</sup>。1943 年度には女子体力章検定と武道章検定の実施に伴って、「検定費補助」が 41 万 4,000 円に、「表彰費」が 25 万 5,000 円に増額されている。この「検定費補助」と「表彰費」から男子体力章検定及び武道章検定の費用を除いたものが、女子体力章検定に対してとられた予算措置であると思われる。

それでは上記予算の枠内で女子体力章検定が実施される上で、どのような統制がなされたのか。第 1 に、「体力章検定結果発表に関する件」（1939 年 11 月 16 日の厚生省体力局長から各地方長官宛の通牒）を指摘できる<sup>52</sup>。体力章検定の「結果は国力の一半を具体的に表現するものなるを似て之が取扱如何によりては我が国青年の体力程度を諸外国に知得せしめ国防上好ましからざる結果を生ずべきに依り」<sup>53</sup>という理由で、「検定成績に関する書類は総て〈秘〉扱」<sup>54</sup>とされたのである。当時、検定の対象は男子のみであったものの、雑誌・新聞紙上等での取扱を見てもこれが女子の検定についても適用されたことは明らかである。

第 2 は、検定（基礎検定）の実施をめぐる「実施者」及び「主催者」に関する事項である。「要綱案」によれば「実施者」（指揮監督者）は道府県（地方長官）が担当し、「主

催者」は市(区)町村長・(高等女学校の)学校長・(工場、会社、団体等の)所管長のいずれかとなっている<sup>55</sup>。しかし、「要綱」の完成段階では、市区町村長・(高等女学校の)学校長・(工場、会社、団体等の)団体長のいずれかが「実施者」兼「主催者」(=検定会会長)と定められた(女子専門学校についても同様)<sup>56</sup>。すなわち、検定の実施をめぐる指揮監督者としての「実施者」が都道府県から市(区)町村長等の地方レベルへと移行されたと言える<sup>57</sup>。検定員は都道府県または専門学校校長の命令・委嘱によって選定されるため、検定成績の報告等も含めて、都道府県による市町村レベルへの統制は維持されている(図表6-4)。

## (2) 検定実施をめぐる文部省及び大日本体育会との連関

女子体力章検定の実施をめぐる「実施者」・「主催者」に女子中等学校校長や女子専門学校校長を当て、後者には検定員の命令・委嘱権を与えるなど、男子体力章検定と同様、文部省所管の学校体育領域との調整が図られている<sup>58</sup>。「体育行政二元化」を端緒とする厚生・文部両省の所管調整は、大日本体育会の設立によっても実質的には継続していたことが分かる。

そして、「大日本体育会」(1942年4月8日発足)の事業との連関を指摘したい。体育会は厚生・文部両省共管の下に「官民協力体育総合団体」として体育運動団体を傘下に治め、「政府の実施する諸施策に対する協力」<sup>59</sup>にあたった。女子体力章検定についても「この制度の制定及び実施にその一翼を担い、普及奨励に協力した」<sup>60</sup>とある。これに該当するものを整理すれば、「総合基本体力増強運動」実施における体力章検定標準の採用<sup>61</sup>、「国民体育指導者検定」における体力章検定種目の採用<sup>62</sup>、「体力章検定種目錬成会」や「体力章検定会」の実施<sup>63</sup>、「女子体力章競技採点表」の発表<sup>64</sup>、「耐寒心身鍛錬実施要項」における体力章検定種目の実施<sup>65</sup>、「国民体力錬成目標(案)」後の「国民体力錬成目標」の提示<sup>66</sup>、体育会傘下の陸上競技連盟による「断郊競争」における1,000m走の採用<sup>67</sup>などである。

その他、「国民心身鍛錬運動」(厚生省人口局)や「心身鍛錬夏期強調期間」<sup>68</sup>(厚生省健民局)、「戦時健康増進運動」(大日本産業報国会)<sup>69</sup>における「体錬の日常実践」としての体力章検定種目の奨励などが挙げられる。

## (3) 女子体力章検定の実施をめぐる不透明

女子体力章検定は実際に実施されたのか。1943年度の検定実施については「その大半を終り」<sup>70</sup>と報告されているものの、1944年度については果たして全国的にどの程度実施されたのかどうか不明である<sup>71</sup>。

検定の受検者は数え年15歳から21歳までの対象者450万人(未婚者)のうちの6割(270万人)と見込まれた。1944年当時の15歳から21歳までの女性は569万人であることから、このうち119万人の既婚者が原則として検定の対象とはならなかったことが分かる<sup>72</sup>。この569万人のうち、199万人を「作業員」(事務者41万人を除く。主に工場における従業者とみられる)が占めている<sup>73</sup>。当時の女子青少年は、「銃後生産力増強」のために「国内において一人の遊休婦女子の存在も許さるべきでない」<sup>74</sup>として、勤労働員や女子挺身隊と連動する形で強制的に軍需工場等に従業させられたものと推測される。また、女子検

定対象者のうち、学生生徒数は 129 万人（1944 年）で、このうち高等女学校生徒数 26 万人と女子専門学校生 2 万人については、先述したように学校長が検定の「実施者」兼「主催者」となった。女子の学生生徒も「学校の工場化」<sup>75</sup>が図られる中で学徒動員等による就労が強制されたのである。従来から「産業体育」は軍部とその意向を受けた厚生官僚により強調されていたものの、1944 年当時、国民生活の窮乏が極限にまで深刻化し、戦時体制下の社会経済システムが崩壊せんとする時期にその実践は施策レベルに止まり、女子体力章検定についても一部の地域を除いて実施は困難な状況であったと考えられる。

### 3. 女子体力章検定における下降・強制型の「国民体育」行政

検定の制定については厚生省が設立された 1938 年の時点で立案がなされていたこと、1941 年の人口局設置と連動する形で「体力章制度協議会特別委員会」によって「実施要綱案」が作成されたこと、そしてこれが基本型となったにもかかわらず、1943 年になって「実施要綱」が制定されたことを指摘した。さらに検定種目標準について「実施要綱案」と「実施要綱」との比較から、戦況の変化に伴い検定標準がより一層高く設定された特質を提示した。

検定の実施については、その予算措置を男子体力章検定等との関連で把握した上で、検定結果・実施状況をめぐる秘密主義と検定の統制面での市町村レベルにおける「実施者」の存在を明確にした。また、検定実施をめぐる厚生・文部両省の所管調整、大日本体育会による「国民体力錬成目標」等に見られる検定への協力を指摘した。

検定の国民レベルへの浸透については、地方における検定関連の事項を国レベルの資料をもとに検討した。さらに、統計年鑑をもとに検定対象者の実数の把握に努め、勤労働員・女子挺身隊・学徒動員といった制度の下で、当時の女子が強制的に就労させられた中での体育状況にも言及した。このような検討作業を通じて、軍部・官僚一体の戦時統制下における「国民体育」の一面を明らかにすることができたのではないだろうか。

当時の厚生省体育官・事務官について、彼らが単に軍部・政府の意向に沿って「所管事項を忠実に履行し、それを執行して行」<sup>76</sup>ったのみではなかった点を指摘しておきたい。「吾々は先づ個人主義体育を国家主義民族主義体育へと再建しなければならない」<sup>77</sup>、「お上のために死ぬという決意、その心魂を練る、それが日本の体育の一番の目標でなければならない」<sup>78</sup>と述べているように、彼らはその精神構造をも侵略戦争という目的に従属させなければならなかったのである。学校体育の領域はともかく、社会レベルにおける女子の「国民体育」が等閑視され続けてきた中で、全国 450 万人を対象者とした女子体力章検定は、軍部・官僚統制とが連結した特質の一形態を体現した皮肉な産物であった。

### 第 3 節 大日本体育会道府県支部による地方統制構造

大日本体育会（1942 年 4 月 8 日発足。以下体育会と略）の組織機構及び事業について、道府県支部の設置と地方統制の組織的構造について検討していく。満州事変以後終戦までの日本の「国民体育」行政は、他の行政領域と同様に侵略戦争を目的とした軍部・官僚一

体の国民統合政策の中に位置づけることができる。戦場における兵士の体力のみならず、婦女子をも含む「銃後」国民の体力をも重要視した軍部にとって、国民の体力強化を図ることは侵略戦争の遂行にとって第一義的な課題であった。当時の厚生省や文部省の「国民体育」行政の担当者や体育・スポーツ関係者はこうした軍部の要請・圧力に屈したと同時に、自らも先頭に立って「国策としての体育」強化の旗振り役を務めたと言える。「国が大東亜の盟主として大きな重荷を担う以上、体育運動がひとり置き去りにされてよいものではなく、反ってまっ先におどり出なければならない」<sup>79</sup>という記述の中に当時の体育・スポーツ関係者の姿勢が現れている。

「国民体育」が軍事的・官僚的な統治体制に組込まれていった過程は、同時に「国民体育」が「錬成」（錬磨育成）に代表される国民動員・国民統合に向けた概念装置に組込まれていった過程でもあった。「錬成」は「総力戦が要求する高度の軍事力、労働力を支える身体的・科学技術的能力の育成」<sup>80</sup>や「国体や日本精神を核とする道徳」<sup>81</sup>とを結び付ける概念装置として働き、この錬成体制を立脚点に全国民への浸透が図られたのである。

体育会の設立により厚生・文部両省に分かれていた体育行政の一元化が図られたことは、以上のような錬成体制の機構的確立に向けた一つの帰結として捉えることができる。したがって、体育会は戦時下（ここでは太平洋戦争下）の「国民体育」を検証・考察する上で無視できない存在であり、研究の起点においてその組織機構や事業内容を整理・提示しておくことの意義はある。その中でも特に、国 道府県 市町村 町内会レベルへの「国民体育」施策の浸透については当時の国家主導の「国民体育」を構造化するためには不可欠の問題設定と考えられ、地域における実証的研究にもつながるものである。そこで、体育会の「支部規程」、「支部規則例」、「支部設置に関する注意事項」、「支部組織についての地域別会議」といった道府県支部の設置をめぐる関係資料を中心に、その他にも組織機構については「基本要綱」、「事務局規程」、「専門委員会規程」を、事業については「昭和 17 年度事業並経過報告」、「昭和 18 年度事業方針」、「昭和 19 年度事業綱領」を検討・提示していきたい。

## 1. 「国民体育総合団体基本要綱」等

体育会の基本的な性格は 1942 年 3 月 13 日の閣議で決定された「国民体育総合団体基本要綱」に示されている。体育会は「体育を振興して国民体力の向上を図りて皇国民の錬成に資する」<sup>82</sup>ことを目的とし、そのために厚生・文部両省の共管の下に野球、水泳、陸上その他全国的な 30 余りの各種体育団体を包摂・総合・一元化した。部会には部会長、部会副会長、部会理事などが置かれた<sup>83</sup>。会長は首相、副会長は両省大臣と民間 1 名の 3 名で、文部省系列の学徒体育振興会は体育会の内部組織となった。その他、道府県及び侵略地に支部を設置すること、在郷軍人会・大日本産業報国会・大日本青少年団等との協力を図ると規定された。体育団体（参加団体）の機構、予算、事業計画、主要人事については体育会が統制権を有し、参加団体支部と体育会支部との関係や厚生・文部両省の主管問題にも注意が払われた<sup>84</sup>。

体育会事務局における総務部、健民部、錬成部の人員構成は、事務局長 1 名、部長 3 名、副部長 4 名、主事 5 名、書記 10 名、書記補 15 名、雇員若干名とされ、専門委員会には企

画、組織、科学、文化の4委員会が設置された(1942年11月10日現在)。なお、各委員会に分科会を設置することも認められた<sup>85</sup>。

## 2. 大日本体育会道府県支部構造の特性

### (1) 「大日本体育会支部規程」<sup>86</sup>

道府県支部は体育会会長の指揮監督を受けると同時に、当該道府県における都市町村支部の指揮監督を行い(第2条)、体育会会長の承認を受けて道府県支部規則を制定する(第3条)。人事構成は支部長(=道府県知事)、副支部長(1名は道府県学務部長)、理事長(道府県学務部長)、理事(常務理事は主に道府県関係課長)、評議員、監事、幹事(常務幹事は主に道府県体育運動主事)、部員などから構成され(第4条、第5条)、ここでも支部長の判断で専門委員会の設置(第9条)が認められた。

道府県支部の経費は、体育会からの交付金、道府県または公共団体からの補助金、事業収入、寄付金、で充当され(第12条)、毎年6月末までに当該年度の歳入歳出予算書及び事業計画、前年度の歳入歳出決算書及び事業報告書、役員名簿を体育会本部に提出すること(第13条)とされた。

当該道府県における体育団体を道府県支部とすることも認められ(第14条)、都市町村支部は体育会本部の支部として位置づけられた(第15条)。朝鮮、台湾、樺太、南洋地域といった侵略地にも「外地支部」を設置することが規定された(第16条)。さらに、複数の道府県からなる地域における連絡役に従事する道府県支部(第18条)や支部連合(第19条)の設置も認められた。

### (2) 「大日本体育会何道府県支部規則例」<sup>87</sup>

この規則例は道府県が支部を設置する際の手引き書となった。名称(第1条)、事務所(第2条)、目的(第3条)に関する記載内容が例示された後、道府県支部の事業内容について、第4条で以下10項目にわたって挙げられている。すなわち、道府県内における国民体力向上に関する方策の調査研究、政府の実施する国民体力向上に関する諸施策に対する協力、国民体育思想の宣伝啓発、国民体育の指導奨励、国民体育地方指導者の養成、健民運動の実施、体育大会、講習会等体育に関する各種行事の実施、体育地方実践団体並びにその事業の統制及び指導、体育に関する資材の研究調査及び需給斡旋、道府県下における大日本体育会都市町村支部の指導監督及び助成、である。

図表6-5に示した道府県支部組織図を見ても分かるように、支部においては総務、振興、錬成の3部が設置された(第23条)。

### (3) 「道府県支部設置に関する注意事項」<sup>88</sup>

道府県支部の基本的性格として、道府県下の唯一の体育総合団体であることと、道府県庁の外郭団体であることが指摘された。事業についても先の「支部規程」や「支部規則例」よりもさらに踏み込んで、道府県支部は「中央と第一線(市町村支部)との中間機関」(かっこ内筆者)であること、市町村支部は「大日本体育会の最下部組織」であること、道府県支部と市町村支部の事業とは「自ら相異なるべきであって互いに協力すべく互いに同種事

業を企て競合するが如きは厳に戒むべき」であることが明記された。

支部の構成についてもこの「注意事項」では具体的に以下の4点にわたって記載された。すなわち、在郷軍人会、大政翼賛会、青少年団、翼賛壮年団、婦人会、産業報国会、商業報国会といった「各協力団」の各支部との緊密な連携に加えて、各協力団体の体育関係の役職員を道府県支部の総務部委員に委嘱すること、道府県支部振興部は市町村代表者を委員として加える外、道府県支部に「市町村錬成委員連絡委員会」を設置すること、道府県内の各種体育運動統轄団体については道府県支部に包摂することで解消させ、錬成部各班として取り扱うこと、郡市町村支部の設置は道府県支部長の判断によるが、郡支部を設置する際にはその区域を地方事務所の管轄区域と合わせることが適当であること、である。

財務の歳入については「道府県補助金を主とし次に本部補助金、事業収入、寄付金等に依ることとし会費類の徴収は努めて避けねばならぬ」とされた。さらに、なるべく速やかに道府県支部規則案及び支部役員予定表を体育会会長に提出し、承認を受けた後、速やかに結成式を挙行することとされた。

#### (4) 「支部組織についての地域別会議」<sup>89</sup>

1943年1月末に厚生省、文部省、体育会の三者により、体育会の「支部組織についての地域別会議」が全国を3地域に分けて開催された(東京会議1月27日、大阪会議1月29日、福岡会議1月31日)。東京会議には体育会の副会長、名誉副会長、常務理事(厚生省人口局長)、幹事3名(各々厚生省鍛錬課長、厚生事務官、文部省体育局振興課長)、理事長、厚生・文部両省の体育官が出席した。府県の出席者は50名余りでその内訳は「学校教育、体力等の体育主管課長、体育事務担当の地方事務官及び体育団体の事務者」であった。

まず、「支部設置に関する事項」<sup>90</sup>として財務(例えば体育会への国庫補助40万円のうち12万円を道府県支部に交付予定。一道府県当たり2,500円)について説明され、次に、「設立の手續に関する事項」として、この年の2月中には設立を全国的に完了したい旨が伝えられた。その後質疑応答に入り、支部設立をめぐる図表6-6に示したような道府県と体育会とのやりとりがなされた。この年の3月末までに東京都と富山県を除く全ての道府県で支部が結成された<sup>91</sup>。

### 3. 体育会の組織機構・事業をめぐる特質

以上、体育会道府県支部の組織機構を中心にまとめたが<sup>92</sup>、支部の性格や人事構成について特徴的なのは、道府県の知事を支部長に任命することで体育会本部と支部・道府県との上位下達関係をより強固なものにすると同時に支部と道府県の一体性を確保しようとしたことである。この一体性は経費について支部が体育会本部及び道府県からの補助金に頼らざるを得ないことでさらに強められることになる。また、広域的組織の存在としての「外地」支部や連合の設置は、体育会本部(国)と支部(道府県)との直線的な関係を変容させる可能性を含んでいたと言えよう。

「規則例」に示された道府県支部の事業内容は広範囲にわたって規定され、「注意事項」

では「中央と第一線との中間機関」として市町村支部との協力について留意された。さらに大政翼賛会等との協力が不可欠だとされた点で、厚生・文部両省と体育会の事業内容を追うのみでは当時の「国民体育」の実際を把握できないことが分かる。

「地域別会議」における道府県支部設立に関する質疑応答を見ると、支部の設置を焦る体育会とそれを受けた道府県側のいくつかの混乱が指摘できる。また、東京会議の出席者から厚生省 文部省 体育会の人事構成の「官民一体性」が窺われる。

1943年度の「事業方針」で特徴的なのは「戦技訓練」がより重要視されたことと、中央の大会を中止したことである。後者は国民の全年齢段階と生活領域への浸透を意図した国家主導による「国民体育錬成」の体制が崩壊段階に入ったことを意味しており、以後、体育会はあたかも発足当初の目的とは矛盾するような方向、すなわち、「『健兵健民』の中核体として全国民の体育錬成」<sup>93</sup>を行うという目的を自ら矮小化させていった。



図表 6 1 厚生省体力局歳出予算(1938～1941年度)

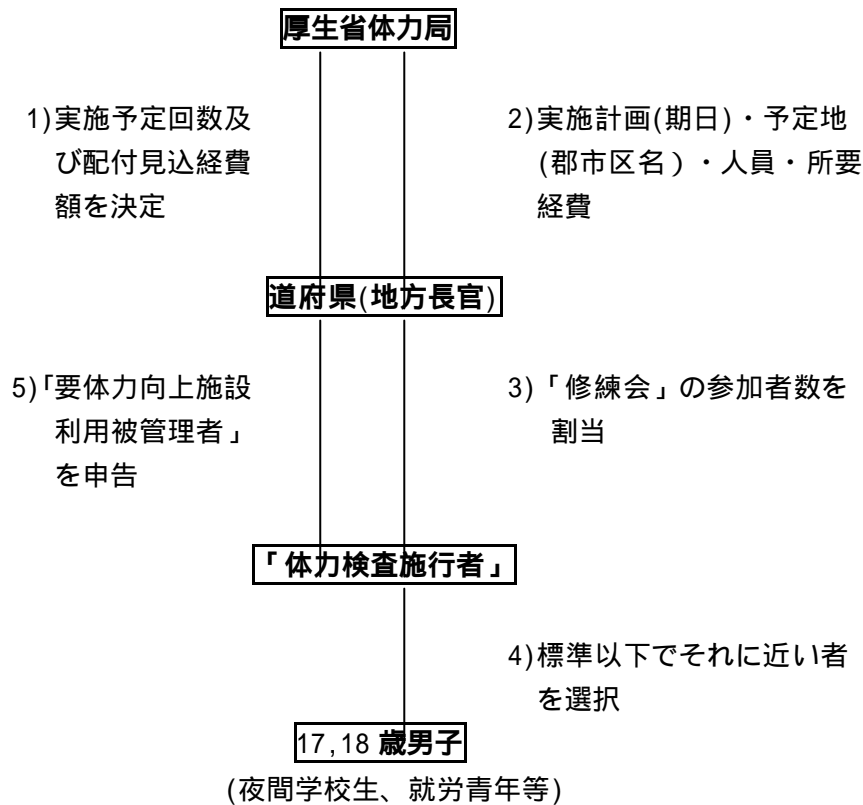
(百円単位で四捨五入)

単位 千円

予算項目 / 年	1938	1939	1940	1941
体育研究及び奨励費	42	116	116	227
体育指導員設置費補給	0	120	120	132
体力振興団体補助	0	20	20	18
青少年体力検定費	0	250	250	250
体力向上施設助成費	0	500	400	349
体操制定普及費	0	30	15	14
国民体力管理制度準備諸費	50	200	2165	3297
健康増進運動施設費	0	30	30	28
明治神宮体育大会開催諸費	0	250	300	250
国民体力審議会費	0	0	35	32
武道振興に要する経費	0	0	0	115
武道振興委員会費	0	5	0	0
体力向上審議会費	0	30	0	0
第12回オリンピック大会助成費	790	0	0	0

資料：1938年度、1939年度、1941年度の『厚生省所管予定経費要求書』より作成。

図表 6 2 「国民体力向上修練会」対象者選択をめぐる体力局の統制（1941 年度）



- 注) 1. 上図「体力検査施行者」とは、市町村長と、国の事業を除いた常時 40 人以上使用する事務所、商店、工場、事業場等の事業主。
2. 「要体力向上施設利用被管理者」 = 「修練会」参加者。
3. 上図 5) における申告内容は氏名、住所、生年月日、身長、体重、胸囲、保護者氏名・住所。
4. 実施過程は 1) 2) 3) 4) 5)。

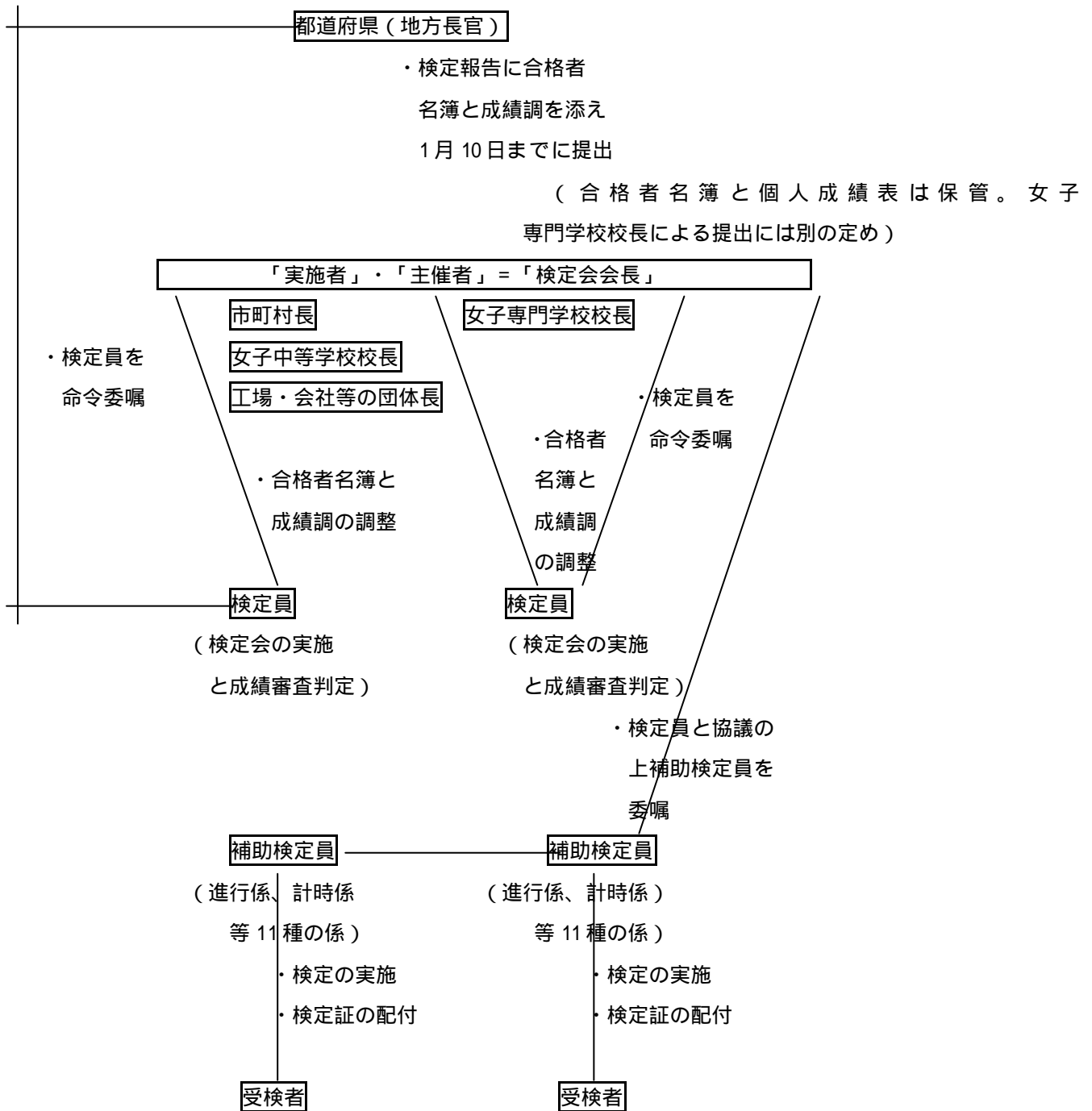
資料:「国民体力法」(1940年4月8日公布)第11条(『内務・厚生時報』第5巻第5号 pp.50-51)、  
「国民体力法施行規則」(1940年9月26日公布)第49条(p.54)、「国民体力法に依る体力検査施行事務取扱い細目に関する件通牒(1941年4月12日)」(『内務厚生時報』第6巻第5号、pp.110-115)、厚生省体力局「昭和16年度国民体力向上修練会実施に関する件」(『内務・厚生時報』第6巻第6号、pp.76-79)より作成。

図表 6 3 女子体力章検定種目の変容

1941年8月(内容案)	1941年11月(要綱案)	1943年9月(要綱)
	(規定種目)	(基礎検定)
60m走と1,000m走歩	1,000m速行	1,000m速行
走幅跳または3回跳	縄跳	縄跳
短棒投	短棒投	短棒投
重量運搬50m	重量運搬50m	重量運搬100m
腕立て	体操	体操
置換競争	(選択種目)	(特殊検定)
	水泳	水泳
	強歩	行軍

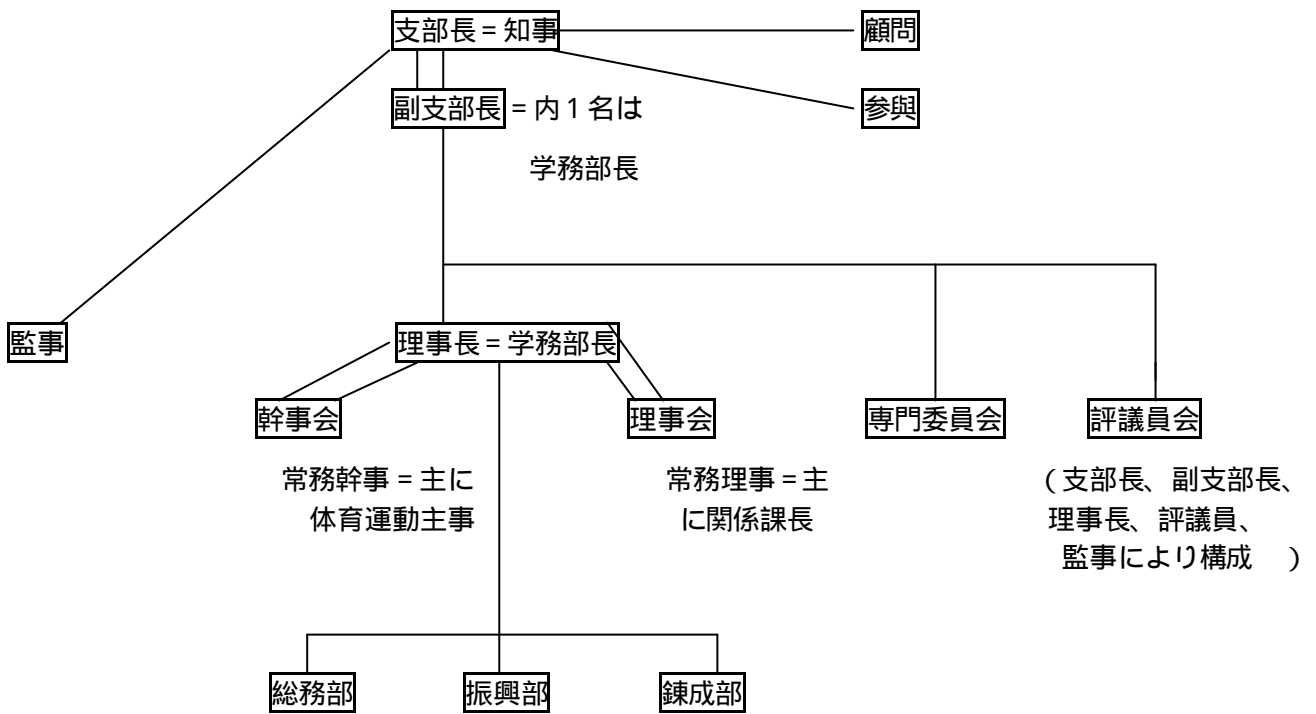
資料：東京朝日新聞(1941年8.26日付)、「女子体力章検定実施要綱(案)」(『体育日本』20巻6号90頁-91頁)、「女子体力章検定の実施」(『内務厚生時報』8巻9号pp.7-9)より作成。

図表6 4 女子体力章検定(基礎検定)の実施をめぐる統制



資料：厚生省人口局「女子体力章検定の実施」(『内務厚生時報』8巻9号)pp.7-14、上野徳太郎『女子体力章検定の実際』(晴南社、1944年)pp.141-179より作成。

図表 6 5 大日本体育会道府県支部組織図



資料：「財団法人 大日本体育会何道府県支部規則例」(『体育日本』第20巻第8号、p.79)から作成。

図表 6 - 6 大日本体育会道府県支部設立に関する質疑応答

道府県による質疑内容	大日本体育会の応答内容
武徳会支部の事務はどこで行うのか？	道府県の警察部か内政部。通牒「厚生行政に関する道府県庁の分課の件」（1942年12月26日）を参照せよ。
学徒体育振興会、武徳会、体育会の関係は？	学体振は体育会の内部組織でもあり武徳会の内部組織でもある。三者が地方において一本建となることが理想。
体育会、武徳会、学体振の一本建ての具体策は？	「健民会」、「県民錬成報国会」、「連携委員会」のいずれかを設置して統制を図るのがよい。明治神宮大会地方予選会もこの統制会で行う様にする。
郡市区町村支部の必要性和組織化の具体策は？	国民錬成の実践組織として必要性極めて高い。指導組織としての行政と実践組織としての町内会・隣組・産報・青少年団組織。後者に健民部を設置。埼玉県蕨町の例。
支部の錬成部班について？	班の改廃は慎重に。原則として体育会本部に存在する部会については地方でも設置するように。
従来の加盟団体や会員は？	加盟形式や会員制度を中止。しかし、クラブ又はチーム名・代表者・性別員数・施設状況（コート敷等）を支部班を通じて支部本部（総務部、錬成部等）に登録しておくように。
分担金、加盟金、会費等の徴収は？	1943年度以降の徴収は認めず。
支部班の経費の充当は？	全て本部・道府県からの補助金か、産報、教育会、青少年団等の分担金や有志の寄附金賛助金等によって支給。班費の徴収認めず。大会の入場料等の徴収は場合によって支部単位で許可。
神宮大会や体力章検定の主催は？	主催は厚生省。体育会は施行上の事務を担当。
体育用品の配給方法は？	体育会で行う予定。支部班で実施者の数等を調査されたし。
体育会支部への寄附者の取扱いは？	賛助員、名誉賛助員などを設定せよ。
府県体育協会を支部にしてよいか？	却ってそれがよい場合あり。規約中への支部及び支部役員の要

資料：吉田清「支部組織を完成させよ 支部組織についての地域別会議」（『体育日本』第21巻第3号、pp.12-14）から作成。

## 第6章の註

---

<sup>1</sup> 栗本義彦『体力向上と体育運動』(龍吟社、1941年、筆者所蔵)p.138.当時の厚生省体育官であった栗本氏はこの中で国民体育を「陛下の赤子たることに目覚めて、陛下の股こうとなるために行すところの体育」(p.111.)と定義している。ただし、国民体力法については身体運動という限定的な側面にのみ注目した。また、体力局所管の「乳幼児の体力向上」と「国立公園」に関する事項については考察の対象外とした。なお、当時、「衛生」の捉え方は、「消極的衛生」として疾病の予防及び治療を、「積極的衛生」として「体力向上」や心身鍛錬といった「国民体育」を意味していた。本稿では後者の「衛生」(=「国民体育」)に注目した。

<sup>2</sup> 『昭和スポーツ史論』(入江克己、不昧堂、1991年)に、神宮大会に関する貴重な資料提示がなされている。

<sup>3</sup> 厚生問題研究会『厚生省50年史 記述編』(中央法規、1988年)pp.375-392.

<sup>4</sup> 体力局は、3課から構成され、企画課は「体力向上の企画に関する事項」を、体育課は「体育運動の調査研究及び指導に関する事項、体育運動指導者の教養に関する事項」を、施設課は「公園に関する事項、体力向上施設に関する事項」を所管するとされた(同、p.386)。

<sup>5</sup> 栗本義彦「厚生省に於ける国民体力向上施設の概要」(『体育と競技』第80巻第3号、p.35.)。

<sup>6</sup> 東京朝日新聞(1938年12月3日付)は、このあたりの事情を「戦時下の体育の重要性はようやく認識され、神宮競技開催予算を始め相当数の活目すべき新規計画予算が通過しており、「体力局もようやく活気ある経緯を実施し得る事となったわけである」と記している。

<sup>7</sup> 1939年度の体力局予算の内訳については「厚生省所管昭和14年度一般会計予算案要領」(『内務・厚生時報』第4巻第3号、pp.18-19.)。

<sup>8</sup> 東京朝日新聞1939年5月24日付。

<sup>9</sup> 東京朝日新聞1938年9月9日付。「運動界」(『体育と競技』第16巻第6号、p.99。「人事異動」(『内務・厚生時報』第3巻第6号、p.110.)によれば、体力章検定の発案者である栗本義彦は明治神宮体育会委員であり、1937年5月11日には文部省体育官との兼任を任命された。その後、1938年4月11日に厚生省体育官に任命されている。

<sup>10</sup> 1939年3月現在における体育運動審議会委員33名のうち、全日本学生剣道連盟副会長、大日本体育協会理事長、東京帝国大学教授、大日本青年団常務理事、文部省体育官、明治神宮体育会副会長、大日本体育協会副会長、厚生省体力局長、他3名の計11名が、第10回神宮大会委員に横すべりしている。なお、明治神宮体育会副会長は同時に大日本体育協会副会長、大日本体育協会理事長は同時に日本水上競技連会長で、両者は第11回大会の「体育功労者」でもある(厚生省体力局「体育運動審議会概況」『内務・厚生時報』第4巻第4号、pp.65-66、「明治神宮国民体育大会委員会」『内務・厚生時報』第4巻第6号、pp.52-53)。

<sup>11</sup> 厚生省体力局「第10回明治神宮国民体育大会第2回協議会」(『内務・厚生時報』、第4巻第8号、p.38.)。

<sup>12</sup> 中央大会への参加者選出に関する問題については、東京朝日新聞1939年7月7日付。

---

<sup>13</sup> 式典重視に対する批判(東京朝日新聞、1939年3月14日付)や、「大会はかわり栄えず」(同4月18日付)、「新規種目は机上の思いつきに過ぎない」(同11月17日付)、「参加人数が多過ぎ施設不足が目立った」(同)、「企画と選手との間に何ら連携なし」(同)といった声が上がった。

<sup>14</sup> 杉森一「第10回明治神宮大会を顧る」(東京朝日新聞、1939年11月17日付)。また、社説(同11月5日付)においても、神宮大会運営に関して「今日の杓子定期的な役所風を一掃せよ」という表現がある。

<sup>15</sup> 『本邦に於ける体育運動団体に関する調査』(文部省大臣官房体育課、1939年)によれば、運動団体は、全国的総合体育運動団体(明治神宮体育大会、大日本体育協会)、全国的種目別体育運動団体及び武道団体、全国的種目別学生体育運動団体、府県を単位とする体育運動団体(中等学校、青年団、小学校、一般体育団体を統轄)、郡市を単位とする体育運動団体、殖民地における体育運動団体、とに種別されていた。

<sup>16</sup> 佐々木体力局長談「第10回明治神宮大会を顧る」(東京朝日新聞、1939年11月5日付)。

<sup>17</sup> 東京朝日新聞は、「新方針の神宮大会を顧る」(1939年3月28日～3月31日付)、「神宮大会出場資格 識者はかく見る」(1939年4月2日)と題して、各種競技協会の理事等を中心とした談話を掲載している。また、社説(1939年4月1日)では、体力章検定合格者に限定する参加資格に対して「社会人の中の体育熱を冷却させる」として反対している。

<sup>18</sup> 東京朝日新聞(1938年7月4日付)および厚生省体力局「国民体力管理制度に就て」(『内務・厚生時報』第3巻第7号、pp.15-18)。なお、東京朝日新聞(1939年3月20日付)および「国民体力管理制度準備調査実施方の件通牒」(『内務・厚生時報』第4巻第4号、p.146)によれば、全国2加町村程度(千葉県は全市町村)、男女73万人を対象に準備調査を行ったとあるが、運動機能測定については不明である。

<sup>19</sup> 東京朝日新聞 1938年8月2日付。

<sup>20</sup> 「修練会」は「筋骨薄弱」と判断された青年のうち約6,000人に対して、1940年度から実施された。1941年度は予算4,8000円、約4万人を対象に各府県7月から12月までの間に、各々15カ所程度で実施する予定となっていた(東京朝日新聞 1941年5月24日付)。

<sup>21</sup> 「昭和16年度国民体力向上修練会実施に関する件」(『内務・厚生時報』第6巻第6号、p.87)。

<sup>22</sup> 同、p.76。

<sup>23</sup> 「昭和16年度国民体力法施行に関する予算配付(第2回)に関する件」(『内務・厚生時報』第6巻第8号)、p.87。

<sup>24</sup> 東京朝日新聞 1938年2月17日付。

<sup>25</sup> 渡辺一郎編『資料 武道振興委員会設置並びに審議経過』(筑波大学体育科学系武道論演習資料1、1981年)はしがきおよびpp.3-6。武道振興委員会の構成は30名からなり、陸軍・海軍・内務・文部・厚生各省の官僚、海軍中將、陸軍中將、東京府知事、大日本武徳



---

会会長、両院議員、大日本青年団理事等であった。

<sup>26</sup> 同、p.10 .

<sup>27</sup> 厚生省体力局「武道振興委員会」(『内務・厚生時報』第5巻第8号)p.10 .

<sup>28</sup> 東京朝日新聞 1941年5月11日付。

<sup>29</sup> 栗本、前掲書、p.377 .

<sup>30</sup> 同、pp.386 - 399 .

<sup>31</sup> 『内務・厚生時報』(第4巻第9号)pp.68 - 71 .

<sup>32</sup> 栗本、前掲書、pp.435 - 436 .

<sup>33</sup> 栗本義彦「体力章検定に就て」(東京朝日新聞、1939年2月23日付)。

<sup>34</sup> 東京朝日新聞(1940年9月6日付)によれば、上位6府県の体育委員設置市区町村数は、1位兵庫県 82、2位広島県 67、3位福岡県 66、4位北海道 65、5位岡山県 64、6位大阪市 42、となり、1市町村の平均体育委員数は約5名であった。

<sup>35</sup> 東京朝日新聞 1938年10月5日付。

<sup>36</sup> 「新体制と体育行政機構」(『体育と競技』第19巻第11号)の中で、北澤清氏はこの点について、当時、東京府、大阪府、神奈川県、兵庫県、長崎県を除き「概ねたった1人の体育運動主事によって1県の体育行政を当たらしめているというより駆使されているという状態」(p.8)で、「宮城県体育運動主事の佐藤義江君が倒れ、長崎県の小山長助君が倒れ、奈良県の内田安喜君や栃木県の金子藤四郎君が病んでいることを世の体育関係者は何とみるか」(同)と述べ、道府県学務部への体育課設置を要請している。

<sup>37</sup> 栗本義彦「町会体育振興」(東京朝日新聞、1941年2月20日付 - 2月23日付)。

<sup>38</sup> 東京朝日新聞 1941年9月6日付。

<sup>39</sup> 東京朝日新聞(1941年2月28日付)によれば、厚生・文部両省では「体育行政一元化論」に対応する形で、両省の体育官及び技師を兼任とすることとした。

<sup>40</sup> この点に関連して、当時の状況を知る川本信正氏は、筆者の書簡による質問に対して、「文部省の『体育行政』に対し、厚生省は『体力行政』を主管したという大前提があった」と書簡により返答して下さった。

<sup>41</sup> 川本信正「混乱と秩序 今年のスポーツ界回顧」(『体育と競技』第18巻第12号)p.75 .

<sup>42</sup> 『内務厚生時報』(6巻8号)p.12 .

<sup>43</sup> 厚生省人口局「女子体力章検定の実施」(『内務厚生時報』8巻9号)p.7 .

<sup>44</sup> 東京朝日新聞 1938年12月15日付。

<sup>45</sup> 東京朝日新聞 1941年8月26日付。

<sup>46</sup> 特別委員会の委員を列举すれば、陸軍兵務局兵務課中佐、陸軍省医務局衛生課少佐、陸軍戸山学校体操科長、陸軍軍医学校中佐、文部省体育官、厚生事務官、厚生省体育官2名、保険院簡易保険局員、厚生科学研究所技師、情報局情報官、東京市教育局学校教育課長、東京帝国大学教授、東京帝国大学講師、東京高等体育学校教授、東京女子高等師範学校教授、東京女子医学専門学校教授、東京女子体操音楽学校長、大日本青少年団体力係長、大日本産業報告会厚生部長、である(厚生省人口局「女子体力章検定」、『内務厚生時報』6巻12号、p.27)。

- 
- 4<sup>7</sup> 厚生省人口局「女子体力章検定」(『内務厚生時報』6巻12号)p.25.
- 4<sup>8</sup> 東京朝日新聞 1941年11月27日付。
- 4<sup>9</sup> 大日本体育会「女子体力章検定について」(『体育日本』21巻3号)p.3.
- 5<sup>0</sup> 東京朝日新聞 1943年9月1日付。
- 5<sup>1</sup> 予算については、厚生大臣官房会計課「昭和17年度 厚生省所管予算の概要」(『内務厚生時報』7巻3号、p.50.)、同「昭和18年度 厚生省所管予算の概要」(『内務厚生時報』8巻3号、p.17.)、『昭和18年度 厚生省所管一般会計所属参照書』(p.27.)による(百円単位は四捨五入)。なお、1943年度の厚生省予算で特徴的なのは「健民修練施設費補助」(国民体力法の施行により<筋骨薄弱>と判断された男子を対象に2カ月間施設に収容)が、1942年度の627万6,000円から1943年度には3,078万1,000円へと大幅に増加したことである。切迫した軍事的状況の中で、兵員の補充をあせる軍部の姿勢がここにも表れている。
- 5<sup>2</sup> 「体力章検定結果発表に関する件」(栗本義彦『体力向上と体育運動』保健衛生協会、1941年、pp.435 - 436.)。
- 5<sup>3</sup> 同、p.435.
- 5<sup>4</sup> 同、p.436.
- 5<sup>5</sup> 「女子体力章検定実施要綱(案)」(『体育日本』20巻6号)p.91.
- 5<sup>6</sup> 人口局、前掲「女子体力章検定の実施」p.7.
- 5<sup>7</sup> この動きは大日本体育会による市町村レベルへの支部組織設置の強調と合致している。
- 5<sup>8</sup> このあたりの事情について、北沢清(1941年に文部省体育運動課長に就任)は、「体力章検定は要するに厚生省体力局が立案して予算化したが、実施の段階では厚生、文部両省共管の形式が整えられた」と指摘し、女子体力章検定についても「同様な筋道を踏んだ」と述べている(北沢清「体力章検定とその前後」『体育の科学』26巻3号、p.200)。
- 5<sup>9</sup> 大日本体育会「国民体育総合団体基本要綱」(『体育日本』20巻4号)pp.94-95.
- 6<sup>0</sup> 日本体育協会『スポーツ80年史』(1958年)p.114.
- 6<sup>1</sup> 大日本体育会「<総合基本体力増強運動>の実施」(『体育日本』21巻1号)、pp.1 - 3.
- 6<sup>2</sup> 大日本体育会「国民体育指導者検定について」(『体育日本』21巻7号)p.61.
- 6<sup>3</sup> 大日本体育会「錬成部日誌」(同)p.86.
- 6<sup>4</sup> 大日本体育会『体育日本』(21巻9号)pp.76 - 77.
- 6<sup>5</sup> 大日本体育会「耐寒心身鍛錬実施要項」(『体育日本』21巻12号)p.30.
- 6<sup>6</sup> 大日本体育会健民部「国民体力錬成目標(案)」(『体育日本』22巻1号)p.33及び大日本体育会事業部「国民体力錬成目標の解説」(『体育日本』22巻3月4月合併号)p.33.
- 6<sup>7</sup> 日本陸上競技連盟「昭和17年度 事業計画及実施要領」(『体育日本』20巻3号)p.12.
- 6<sup>8</sup> 『内務厚生時報』(9巻7号)pp.12 - 14.
- 6<sup>9</sup> 『労働時報』(19巻6号)pp.9 - 15.
- 7<sup>0</sup> 厚生省健民局「体力章並に武道章の制定に就て」(『内務厚生時報』9巻2号)p.12.
- 7<sup>1</sup> 例えば、「現地報告 決戦体育の実施に就いて」(『体育日本』22巻8号、p.20)によると、大分市の報告で「ラジオ体操に次ぐ市民に強い印象を與えている体力章検定」と記さ

---

れ、「特殊検定行軍水泳共今年は女子も男子以上の好成績を期して準備練習に頑張っている」と述べられているが、その実態については不透明である。ただし、以下のような記述がされている。「大阪市の厚生協会、全国初の女子体力章検定を生駒山で試験」(1941年9月8日)、「大阪市で、全国に先がけて水泳の女子体力章検定を実施」(1942年7月13日)、「東京都が女子体力章検定実施要項を決定」(1943年11月1日)、「東京都(渋谷、牛込、麹町、神田などの区)が検定行軍を実施(男女約2,000名が参加)」(同年12月19日)、「福島県日東紡績工場が鍛錬計画の錬成種目として女子体力章検定採用」「大分市が女子体力章検定実施(約1,000名の参加.検定実施以前に勤労女性を対象とした学校区毎の夜間出張錬成会を実施)」(同年12月)、「全国における第1回女子体力章検定の大半が終了」(1944年2月)、徳島市、勤労女性・婦人会・女子青年団を対象に女子体力章検定実施(同年8月)(岸野雄三他編『近代体育スポーツ年表』大修館書店、1986年、pp174-176、東京朝日新聞1943年11月2日付、同12月11日付、同12月20日付)、「勝ち抜くためのわれらが鍛錬計画」『体育日本』21巻12号、p.45、「現地報告 決戦体育の実施に就いて」『体育日本』22巻8号、p.17、p.20、厚生省健民局「女子体力章並に武道章の制定に就いて」『内務厚生時報』9巻2号、p.12)。

<sup>72</sup> 検定対象者であった「作業員」数や学生生徒数については、統計委員会事務局・総理府統計局『第1回 日本統計年鑑 1949』(日本統計協会・毎日新聞社)pp.78 - 79、pp.930 - 931より算定(千人単位で四捨五入)。

<sup>73</sup> 内閣統計局編纂『第59回 大日本帝国統計年鑑』(pp.84 - 85)によれば、1938年当時、女子の工場その他の従業者総数は125万人(千人単位四捨五入)となっており、この数字からも太平洋戦争以後、いかに多くの女子が勤労働員されたかが窺える。

<sup>74</sup> 厚生省「女子挺身隊制度の強化に就て」(『内務厚生時報』9巻4号)p.1.

<sup>75</sup> 中根秀雄「学徒動員の実施要領」(『文部時報』813号)p.13.

<sup>76</sup> 北沢、前掲「体力章検定とその前後」p.197.

<sup>77</sup> 栗本、前掲書、p.39.

<sup>78</sup> 中川淳「体育行政一般について」(『体育日本』21巻1号)p.27、大日本体育会「編集後記」(『体育日本』第20巻第2号)p.96.

<sup>79</sup> 大日本体育会「編集後記」(『体育日本』第20巻第2号)p.96.

<sup>80</sup> 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育』東京大学出版会、1987年)p.8.

<sup>81</sup> 同。

<sup>82</sup> 大日本体育会「国民体育総合団体基本要綱」(『体育日本』第20巻第4号、p.94)。

<sup>83</sup> 大日本体育会「大日本体育会部会規程」(1942年7月1日)(『体育日本』第20巻第8号、p.74.)。

<sup>84</sup> 大日本体育会「体協の動き 第7回理事会」(『体育日本』第20巻第2号、pp.89 - 90.)。

<sup>85</sup> 大日本体育会「大日本体育会事務局規程」(『体育日本』第20巻第10号、pp.109 - 110)。

---

大日本体育会「大日本体育会専門委員会規程」(『体育日本』第20巻第10号、p.111)。

<sup>86</sup> 大日本体育会「財団法人 大日本体育会支部規程」(『体育日本』第20巻第8号、pp.75  
77)。

<sup>87</sup> 大日本体育会「財団法人 大日本体育会何道府県支部規則例」(『体育日本』第20巻第  
8号、pp.77-79)。

<sup>88</sup> 大日本体育会「道府県支部設置に関する注意事項」(『体育日本』第20巻第8号、pp.79  
81)。

<sup>89</sup> 吉田清「支部組織を完成させよ 支部組織についての地域別会議」(『体育日本』第  
21巻第3号、pp.9-15)。

<sup>90</sup> 開式の辞 宮城搖拜 君ヶ代奉唱 黙禱 米国及び英国に対する宣戦の詔  
書奉読 経過報告 支部長式辞 大日本体育会副会長告示 祝辞 万歳奉  
唱という「 道府県支部結成式次第」を参考にしよう指示された。

<sup>91</sup> 大日本体育会「大日本体育会支部結成一覧」(『体育日本』第21巻第10号、p.84)。

<sup>92</sup> 1942年度における体育会の事業内容は、以下の19項目である。 組織機構の整備(「基  
本要綱」・「事務局規程」・「支部規程」などの策定)、 企画委員会による「国民体力  
錬成要綱」の策定検討、 健民運動に対する協力(7月21日~8月20日の「夏季心身鍛  
錬」、10月29日~11月3日の「秋季国民錬成」、1月21日~2月4日の「耐寒心身鍛錬」)、

第13回明治神宮国民錬成大会に協力(庶務部及び第二演練部の事務分担等)、 政府主  
催の各種体育指導者修練会に協力、 機関誌、 図書の発行(「体育日本」や「体育年報」  
など)、 国民体育指導者資格検定制の策定(1943年度より実施)、 各種体育錬成講  
習会の開催及び指導(「総合戦技講習会」や「体力章検定種目講習会」など)、 体育功  
労者の表彰(「全国優良団体」及び「優良鍛錬会」235団体)、 主要体育大会の主催(種  
目別競技大会)、 各種体育大会の指導(大会における管理、 儀礼、 訓練等に関する方式  
を策定)、 国民体力増強運動の実施(第一次・第二次国民総合基本体力増強運動の実施)、

「満州建国十周年慶祝競技大会」に対する協力(「選士」選考・強化、 代表団の編成、  
指導等)、 上記大会と「日満交流武道大会」に体育指導者代表団を派遣、 体育資材の  
統制、 需給調査・斡旋(「日本体育用品統制競技会」と「資材施設連絡委員会」の設置)、

体力科学研究機関の整備(体育会内に体育医事部を設置)、 地方支部の設立及び事業  
助成、 役員会の開催(理事会12回、 評議員会2回、 幹事会7回)、 諸規程の制定(「部  
会規程」、「支部規程」、「支部規則例」、「専門委員会規程」、「事務局規程」)。1943  
年度は、「中央地方の機構を整備するは勿論、 国民体力増強の喫緊性に関し全国民特に各  
種国民組織の関心を喚起し之が積極的協力を得るに努める」とし、 事業方針として、 道  
府県における指導組織の確立に加えて、 各種(体操、 行軍、 体力章検定種目、 水泳、 スキ  
ー等)の指導者講習会を全国的に開催し、 新たに国民体育指導者資格検定制を実施する、

勤労生活と体育の関係に関する認識を広め、「保健的厚生の体育の実践」を奨励・指導

---

する、「戦技訓練」（「戦技」としての水泳、行軍、スキー、陸上競技）を奨励する、輸送力の困難、交通制限の実情から中央における「選士権大会」等は実施せず、地方における各種錬成会に重点を置く、政府の「健民修練所」の施策に協力する、の5項目が掲げられた。1945年度になると、男女年齢別に関わらず、全国民を対象にその体力水準を向上させる、壮丁の「体力錬成」を実施し、団体的・精神的適格性を確保させる、工業、農業その他の職域において勤労者の体力向上を図る、「健民修練」や「弱体者体育」の方法に関し科学的研究を行う、という四項目が強調されるようになった。（大日本体育会「昭和17年度事業並経過報告」『体育日本』大21巻4号、pp.92-94、大日本体育会「昭和18年度事業方針」『体育日本』第21巻第4号、p.92、大日本体育会「昭和19年度事業綱領」『体育日本』第22巻第4号、p.4）。

<sup>93</sup> 東京朝日新聞 1942年7月28日付。